別表１（第３、第８、10関係）

補助事業者	補助事業の内容	事業実施主体	補助対象経費	重要な変更
一般社団法人京都府木材組合連合会	工務店等が購入する府内産木材製品の購入費の補助	次に掲げる要件の全てを満たす工務店等とする。 ・建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による建設業許可を受けた者のうち、「建築一式工事」、「大工工事」、「建具工事」又は「内装仕上げ工事」の業種において許可を受けている者 ・第４の第２項で規定する承認を受けたジョイント計画に記載された者	事業実施主体への補助（ジョイント計画に基づき、３月10日までに購入し、納入を済ませた府内産木材製品（※１）の購入費（※２）の１／４（※３））に係る経費及び別表２に掲げる附帯事務費	補助対象事業費の増又は３割を超える減

※１　建築に供する府内産木材製品（仮設材を含む）に限る。

※２　消費税及び地方消費税を除く。

※３　1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表２

附帯事務費は次の表に掲げる経費とする。

区分	内容
人件費	本事業に直接従事する職員に対する報酬及び給料とする。
旅費	本事業の検査等に必要な旅費とする。
需用費	本事業に係る消耗品費及び印刷製本費とする。
役務費	本事業に係る通信運搬費、手数料及び広告料とする。
使用料及び賃借料	本事業に係る会場、貸客兼用自動車、マイク及び機械等の賃借料並びに有料道路通行料とする。